

平成二十年九月三十日提出  
質問第五七号

汚染米不正転売問題を告発する文書を受けた農林水産省の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 汚染米不正転売問題を告発する文書を受けた農林水産省の対応等に関する質問主意書

一 本年九月三十日の新聞報道によると、農薬等により汚染され、食用ではなく工業用に限定して使用されるはずだった米（以下、「汚染米」という。）が大阪市の米加工販売会社三笠フーズにより不正に食用に転売される可能性を告発した匿名の文書（以下、「告発文書」という。）が、昨二〇〇七年一月と二月に、農林水産省東京農政事務所に届いており、「告発文書」には三笠フーズが通常の米の売買には不要な残留農薬の検査を受けたことを示す書類が同封されていたとのことであるが、右は事実か。確認を求めらる。

二 「告発文書」を最初に受け取ってから、農水省においてどのような初動対応がとられたのか説明されたか。

三 一の新聞報道によると、「告発文書」を受け、福岡農政事務所が三笠フーズの九州工場を抜き打ちで立ち入り調査をしたにもかかわらず、同社による「汚染米」の不正転売を見抜けなかったとのことであるが、福岡農政事務所がかくもずさんな調査しか行えなかったのはなぜか。

四 「告発文書」をめぐる対応始め、「汚染米」をめぐる一連の農水省の対応がずさんである理由は何か。

農水省において著しく緊張感が欠けているのか。それとも、きちんとした対応がとれない程、農水省、各農政事務所において人員が不足しているのか。

右質問する。